別記様式第15号(第17条関係)

<table>
<tr><td colspan="9">受　　入　　れ</td><td colspan="4">払　出　し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年月日</td><td rowspan="2">区別</td><td colspan="3">取引した古物</td><td rowspan="2">相手方の真偽を確認するためにとった措置の区分(及び方法)</td><td colspan="4">取引の相手方</td><td rowspan="2">年月日</td><td rowspan="2">区別</td><td colspan="2">取引の相手方</td></tr>
<tr><td>品目</td><td>特徴</td><td>数量</td><td>住所</td><td>氏名</td><td>職業</td><td>年齢</td><td>住所</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

備考

1　「受入れ」の「区別」欄には買受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区別」欄には売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載すること。

2　「品目」欄は、一品ごとに記載すること。

3　「特徴」欄には、例えば、衣類にあっては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあっては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあっては自動車検査証に記載され、又は記録された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。

4　現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。